

令和5年5月2日

不動産関係団体の長 殿

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県知事 長崎 幸太郎
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく「協力要請」
の終了及び5類感染症への変更に伴う主な施策の変更点について（通知）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、4月27日に国において、5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第14号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされたところです。

そのため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく新型コロナウイルス感染拡大防止への「協力要請」については、予定どおり5月7日をもって終了となりますのでお知らせいたします。

併せて、5類感染症への変更に伴う主な施策の変更点について、別添のとおり送付いたします。

つきましては、貴団体の構成員の皆様へ周知いただくとともに、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

県土整備部建築住宅課企画担当

電話：055-223-1730